



中小企業・小規模事業者関係 予算・税制改正のポイント

(平成27年度補正予算案、平成28年度予算案、平成28年度税制改正)

詳しい情報は、「ミラサポ」の施策マップでご覧いただけます。



ミラサポ

検索

1. 中小企業の生産性向上を支援します

1 ものづくり・サービスの新展開（ものづくり補助金）

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1020.5億円 <平成27年度補正>
中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816

● 試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資を支援します。

① 機械設備の取得費用などを補助します。（一般型）

1件あたり1,000万円上限（補助率2/3）

② 複数の事業者が共同して取り組む場合は、補助上限額を上げます。

最大5社までの共同体で、1事業者あたり1,000万円上限（補助率2/3）

③ 設備投資を伴わない小規模な額での取組も補助します。（小規模型）

1件あたり500万円上限（補助率2/3）

④ 大幅な生産性向上※に取り組む場合は、補助上限額を上げます。

1件あたり3,000万円上限（補助率2/3） ※投資利益率5%以上

<窓口> 公募にて決定致します。

決定次第、ミラサポ等でお知らせします。

2 省エネ設備の導入

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業 442.0億円 <平成27年度補正>
資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 03-3501-9726

● 設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備（空調、工業炉、給湯など）への更新を支援します。

補助率：設備取得費用の1/3

<窓口> 公募にて決定致します。

決定次第、ミラサポ等でお知らせします。

3 ものづくり・サービスの事業者連携（サポイン事業等）

戦略的基盤技術高度化連携支援事業

139.7億円 <平成28年度当初>

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816

- 特定ものづくり基盤技術※を用いて、中小企業の共同体が取り組む製品化につながる可能性の高い研究開発を最長3年間支援します。

ものづくり：1件あたり4,500万円上限（初年度、補助率2/3）

※中小ものづくり高度化法に基づき指定された「特定ものづくり基盤技術」が対象です。

※同法に基づき、「特定研究開発等計画」とに認定されることが必要です。

- 中小企業が、他の事業者及び大学・公設試等と連携して行う革新的なサービスモデル※の開発を最長2年間支援します。

サービス：1件あたり3,000万円上限（初年度、補助率2/3）

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、

「異分野連携新事業分野開拓計画」と認定されることが必要です。

<窓口> 各経済産業局等

中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業

11.0億円 <平成27年度補正>

産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 03-3501-1778

- 中堅・中小企業が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能を有する機関と行う共同研究を支援します：1件あたり1億円上限（補助率2/3）

<窓口> N E D O（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

4 下請事業者の自立化・取引の適正化

中小企業取引対策事業

13.9億円 <平成27年度補正、平成28年度当初>

中小企業庁 取引課 03-3501-1669

- 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小により売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などの取組を支援します。

1件あたり500万円上限（補助率：2/3）

- 下請事業者同士が連携して行う調査研究や設備導入などを支援します。

1件あたり2,000万円上限（補助率：2/3）

<窓口> 各経済産業局等

- 各地の下請かけこみ寺において、親事業者との価格交渉で必要となるノウハウの個別相談やセミナー等を行うとともに、代金未払いや取引中断など企業間取引におけるトラブルについて相談対応を行います。

2. TPPを活用した中小企業の海外展開を支援します

1 農商工連携等による海外展開

ふるさと名物応援事業

40.0億円 <平成27年度補正、平成28年度当初>

中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

- 農商工連携や地域資源を活用したふるさと名物の開発等の取組を支援します。
1件あたり500万円上限（補助率：2/3）

- 具体的には、新商品・サービスの開発のための設備や原材料費、販路開拓に向けた展示会出展費などを補助します。

<窓口> 公募にて決定致します。
決定次第、ミラサポ等でお知らせします。

- 計画の策定段階から販路開拓まで、中小機構の農商工連携等の専門家が支援します。

農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業 10.0億円 <平成27年度補正>

地域経済産業グループ 地域経済産業政策課 03-3501-1697

- 先端技術を活用して農業生産・加工・流通・販売といった各工程を結びつけた付加価値を向上させる体制の構築を支援します。1件あたり1億円上限（補助率：1/2）

<窓口> 公募にて決定致します。
決定次第、ミラサポ等でお知らせします。

2 JAPANブランドの育成

ふるさと名物応援事業

40.0億円 <平成27年度補正、平成28年度当初>

中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

- 中小企業グループが、地域産品や技術等の強みを活かした①ブランド戦略の策定、②戦略に基づく海外展開の取組を支援します。

① 専門家への謝金、海外現地調査のための渡航費などを補助します。
1件あたり200万円上限（補助率：定額）

② 新商品開発、海外展示会出展等を最大3年間支援します。
1件あたり2,000万円上限（補助率：2/3）

<窓口> 各経済産業局等

3 海外展開戦略の策定

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

34.3億円 <平成27年度補正、平成28年度当初>
中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

- 新たに海外展開を目指す中小企業を対象に、海外展開計画の策定を支援します。
1件あたり140万円上限（補助率:2/3）
※農商工連携等による海外展開を目指す場合は、上限を200万円とします。
- 具体的には、海外現地調査のための渡航費、通訳費などの補助とともに、海外ビジネスに精通した専門家が海外展開計画の実現を支援します。
- また、海外現地に相談窓口を設置※。パートナー企業の発掘、法務・税務・労務、拠点設立から移転・撤退までの諸手続について、海外現地事情に詳しい専門家が相談対応を行います。
※13か国20か所に中小企業海外展開現地支援プラットフォームを設置（今後も新設予定）

<窓口> 各地のJETRO、中小企業基盤整備機構

4 海外展開に挑戦する中小企業への支援体制

海外展開戦略等支援事業

59.9億円 <平成27年度補正>
通商政策局 通商政策課 03-3501-1827

- JETROの専門家が事業者に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から、戦略策定や市場獲得までを総合的に支援します。
- また、経済産業省が主体となり、国、自治体、支援機関等で構成されるコンソーシアムを創設し、全国各地での相談体制の整備、強化を行います。

5

知財を活用した海外展開

知財を活用した海外展開のワンストップ支援

19.7億円 <平成28年度当初>

特許庁 総務部普及支援課 03-3501-5878

総務部国際協力課 03-6810-7501

● ジェトロを通じて、海外での中小企業の知財リスクへの対策費用を支援します。

① 模倣品に関する調査、業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助します。

1件あたり400万円上限（補助率2/3）

② 現地企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士相談や訴訟等の費用を補助します。

1件あたり500万円上限（補助率2/3）

③ 冒認商標※に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等に要する費用を補助します。

1件あたり500万円上限（補助率2/3）

※海外企業等がブランドを盗み権利を取得したもの。

<窓口> 各地のジェトロ

● 海外での知財訴訟リスクへの対策のため、中小企業を会員とした全国団体の団体保険制度「海外知財訴訟保険」を創設し、中小企業の掛金を補助します。（補助率1/2）

● 中小企業や地域ブランドの海外展開に際して、知財の専門家を海外現地に配置し、出願、侵害対策までワンストップで情報提供や個別相談対応を行います。

※これらの業務を行う者は公募にて決定致します。

3. 小規模事業者の持続的発展を支援します

1 小規模事業者の販路開拓等（持続化補助金等）

小規模事業者支援パッケージ事業(持続化補助金等) 100.0億円 <平成27年度補正>
中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

- 小規模事業者※が、商工会・商工会議所と一体となって実施する販路開拓の取組を支援します（持続化補助金）。1件あたり50万円上限（補助率:2/3）
※従業員数が20名以下（商業・サービス業は5名以下）
- 具体的には、販路開拓用のチラシ作成、商品パッケージ制作、集客力を高めるための設備導入などの費用を補助します。
- 雇用者の増加や買物弱者対策、海外展開に取り組む場合、1件あたりの上限額が100万円となります。

<窓口> 各地の商工会、商工会議所

小規模事業者対策推進事業 51.6億円 <平成28年度当初>
中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

- 「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所が行う、小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の指導を受けることができます。

<窓口> 各地の商工会、商工会議所

2 資金繰り支援（マル経融資）

小規模事業者経営改善資金融資事業 40.0億円 <平成28年度当初>
中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

- 商工会・商工会議所の経営指導を受け、経営改善に取り組む小規模事業者は無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

貸付限度額：2,000万円 貸付利率：1.15%（平成27年12月現在）

貸付期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内

<窓口> 各地の商工会、商工会議所

4. 地域経済の活性化・新陳代謝の促進を支援します

1 よろず支援拠点・専門家派遣

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）

59.7億円 <平成27年度補正、平成28年度当初>

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

- 中小企業・小規模事業者が抱える販路拡大、経営革新、資金繰りなどの様々な経営課題について、全国のよろず支援拠点で相談を受けることができます。
- 経営診断や技能指導等の専門家の派遣を受け、3回まで無料でアドバイスを受けることができます。

2 人材不足等に悩む中小企業の支援

中小企業・小規模事業者人材対策事業

18.1億円 <平成28年度当初>

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

- 若者・女性・シニア等多様な人材を発掘し、地域中小企業への紹介、定着を支援します。
- 具体的には、地域の実情に応じ、企業向け・人材向けセミナー、合同就職説明会、社員の定着に向けた研修等を行います。
- また、以下の厚生労働省の関係施策とも連携し、支援を行います。

① 職場定着支援助成金

雇用管理改善につながる制度の導入・実施により従業員の職場定着に取り組む事業主等への支援について、支給対象分野の拡大※等を行います。

※健康・環境・農林漁業分野等に限定していた支給対象分野をすべての分野に拡大

② 両立支援等助成金

育児休業取得者の代替要員の確保等を行う中小企業への支援について、支給額の増加※等を行います。

※代替要員確保コースの支給額について1人あたり30万円から50万円に増加

3 商店街・中心市街地の活性化

地域・まちなか商業活性化支援事業 30.3億円 <平成27年度補正、平成28年度当初>

商務流通保安グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754

中小企業庁 商業課 03-3501-1929

- 商店街や中心市街地において、商業施設等の整備、買物弱者サービスや子育て・高齢者支援サービスの提供、外国人観光客の消費取り込みなどの取組を支援します。

(補助率：2/3、1/2)

<窓口> 各経済産業局等

4 創業・第二創業の支援

地域創業促進支援事業

8.5億円 <平成28年度当初>

中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

- 若者や女性など創業を目指す方の店舗借入費や設備導入費などの創業費用を支援します*。1件あたり200万円上限（補助率:2/3）。
- 事業承継を契機に、新分野に挑戦する第二創業者の在庫処分費や解体費などの廃業コストなどを支援します*。1件あたり1,000万円上限（補助率:2/3）

※産業競争力強化法に基づく認定市区町村から創業支援を受ける中小企業が対象です。

<窓口> 公募にて決定致します。
決定次第、ミラサポ等でお知らせします。

5 事業承継・事業再生支援

中小企業の事業承継、事業再生支援

58.4億円 <平成28年度当初>

(事業承継) 中小企業庁 財務課 03-3501-5803

(事業再生) 中小企業庁 金融課 03-3501-2876

(事業承継)

- 各地の事業引継支援センターで、事業承継についての相談や後継者不在の事業者へのマッチング等の支援をします。
- また、「承継円滑化法」の改正により、親族内の場合にしか認められていなかった遺留分特例制度*が、親族外の後継者にも適用されることになりました。

※生前贈与した株式を遺留分（遺族の生活保障等のため、遺族に留保される相続財産の一定割合）の対象から除外すること。

- 加えて、中小企業の後継者の方が現経営者から会社の株式を承継する際には、相続税や贈与税が軽減される特例制度（事業承継税制）を活用することができます。

(事業再生)

- 各地の再生支援協議会で、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱えている事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定を支援をします。

5. 事業環境を整備します

1 きめ細かな資金繰り支援

中小企業・小規模事業者への資金繰り支援 966.2億円 <平成27年度補正、28年度当初>
中小企業庁 金融課 03-3501-2876

- 日本政策金融公庫や商工中金が、新事業や海外展開等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して低利による資金供給を行うとともに、生産性向上に向けた取組に対する資金供給の円滑化、災害等が起きた際の円滑な資金繰りを支援します。
- 信用保証協会が、金融機関による融資に対して保証を行い、中小企業・小規模事業者の円滑な資金供給を支援します。
 - ※ 拡充・創設する主な融資制度
 - まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度
地域の雇用を生み出すなど地域活性化に貢献する中小企業・小規模事業者が設備投資等を行う場合に、通常よりも低利（各貸付利率から更に0.1%引下げ）で融資します。
（貸付限度額：各貸付制度に規程する貸付限度額）
 - ソーシャルビジネス支援資金（国民生活事業のみ）
待機児童・介護離職ゼロを実現するため、保育・介護サービス事業者に対して最優遇金利（基準利率から0.9%引下げ）で融資します。（貸付限度額：7,200万円）
 - 海外展開・事業再編資金
新たに海外展開を行う上で必要となる資金（現地の市場調査費等）について、通常よりも低利（基準利率から0.4%引下げ）で融資を行い、TPPを契機として海外展開を図る者を支援します。
（貸付限度額：中小企業事業7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）、国民生活事業7,200万円（運転資金は4,800万円））
 - 企業活力強化資金
訪日外国人観光者向けの設備投資を行う者に対して通常よりも低利で融資を行い、更なる外国人観光客の需要獲得に向けた支援を行います。
（貸付限度額：中小企業事業7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）、国民生活事業7,200万円（運転資金は4,800万円））
 - 事業承継・集約・活性化支援資金
小規模事業者の事業引継ぎ・事業承継等を促進し、新陳代謝を図るため、小規模事業者の事業を承継する者に対して、低利融資を行います。
（貸付限度額：中小企業事業7億2,000万円、国民生活事業7,200万円）
 - 借換保証
信用保証協会において、返済条件緩和などの条件変更を実施しているものの、経営改善の可能性が高い中小企業・小規模事業者に対して複数債務を一本化し、新規融資を受けやすくするための保証（借換保証）を実施します。
 - 信用保証協会による積極的な経営支援
条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、信用保証協会において、地域金融機関等と連携した経営支援の取組を一層強化します。

<窓口> 各地の政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工中金等）、信用保証協会

2 知的財産を融資につなげる

中小企業知財金融促進事業

1.0億円 <平成28年度当初>

特許庁 総務部普及支援課 03-3501-5878

- 中小企業の知財の価値を見える化し、金融機関からの融資につなげる取組を支援します。
- 具体的には、中小企業の特許や技術等がどのようにビジネスに貢献し、利益を生み出しているのか、調査会社が「知財ビジネス評価書」を無料で作成します。

3 消費税の転嫁状況の監視・検査

消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

32.1億円 <平成28年度当初>

中小企業庁 消費税転嫁対策室 03-3501-1502

- 転嫁GMエン474名体制で、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう書面調査や取締りを実施します。

4 消費税軽減税率導入に向けた準備の支援

消費税軽減税率対策予算

995.8億円 <平成27年度予備費> 170.0億円 <平成27年度補正>

中小企業庁 財務課 03-3501-1765

- 消費税軽減税率制度の導入に伴い、複数税率に対応した区分経理等を行う必要のある事業者に対して支援を行います。
 - ① 複数税率に対応するための新たなレジを導入を支援します：
1件あたり20万円（補助率:2/3 ※ 3万円未満のレジ購入の場合は3/4）
 - ② 複数税率に対応するための受発注システムの改修を支援します：
1件あたり1,000万円（補助率:2/3）（小売事業者）
1件あたり 150万円（補助率:2/3）（卸売り事業者等）
- また、中小企業団体等を通じて、制度の周知や窓口相談対応等を行い、消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けて、きめ細かい支援を行います。

6. 税制改正で事業活動を後押しします

1 新たに取得する機械装置の固定資産税の軽減（新設）

新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

中小企業庁 企画課 03-3501-1765

財務課 03-3501-5803

- 中小企業が生産性を高める機械装置を新たに取得した場合の固定資産税（1.4%）を3年間にわたって1/2に軽減します。
- 法の認定計画に基づき取得する機械装置（新品）が対象となります。
（適用期限：平成30年度末までの投資）

2 少額の減価償却資産の取得価額の損金に算入（延長）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業庁 財務課 03-3501-5803

- 従業員1,000人以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度に全額損金算入（即時償却）できます。
- 例えば、マイナンバー制度への対応のため、パソコンや金庫、ソフトウェアなどを取得した場合にも利用できます。
（適用期限：平成29年度末まで）

3 交際費を損金に算入（延長）

中小法人の交際費課税の特例

中小企業庁 財務課 03-3501-5803

- 交際費等の800万円までの損金算入、又は、②接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用することができます。
（適用期限：平成29年度末まで）

4 外国人旅行者向けの消費税の免税手続（拡充）

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

中小企業庁 商業課 03-3501-1929

- 免税の対象となる一般物品の最低購入金額を1万円超から、5千円以上に引き下げます。
- 商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗は、商店街の組合員でなくとも、商店街と免税手続カウンターを共同活用することができます。
（適用期限：なし）

7. お問い合わせ先

各施策に関する連絡先

●各経済産業局等の中小企業課の連絡先

北海道経済産業局 中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局 中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 中小企業課	092-482-5447
沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課	098-866-1755

●関係機関の連絡先

ジェトロ（日本貿易振興機構 東京本部）	03-3582-5511
中小企業基盤整備機構（代表）	03-3433-8811
日本商工会議所	03-3283-7824
全国商工会連合会	03-6268-0088